

（総則）

第１条 この運用基準は、水戸市が発注する建設工事のうち、ＩＣＴ活用工事（以下「対象工事」という。）における実施証明書の発行について必要な事項を定める。

（定義）

第２条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 対象工事 水戸市発注の工事の工事成績評定において、審査項目である創意工夫の中のＩＣＴ活用工事として加点されたもの。

（２） 実施証明書 対象工事を実施したことを証明する書類をいう。

（実施証明書の発行申請）

第３条 実施証明書の発行を希望する受注者は、完成検査に合格後、別紙１に必要事項を記入し、主管課へ申請するものとする。

（実施証明書の発行）

第４条 実施証明書の発行は、対象工事の主管課が行うものとし、第３条に定める申請書の受理後、対象工事の実績等を確認したうえで速やかに発行するものとする。なお、実施証明書を発行する年度の２カ年度前に完成した対象工事についても発行することができる。

（実施証明書の発行対象）

第５条 実施証明書は、対象工事の受注者に対して発行する。なお、受注者が共同企業体の場合は、全ての構成員に対して発行することができる。

（実施証明書の様式）

第６条 実施証明書は、別紙２によるものとし、ＩＣＴ活用工種及び実施した施工プロセスを明示するものとする。

（実施証明発行履歴の管理）

第７条 実施証明書を発行した履歴については、発行した課（所）等において適切に管理を行うものとする。

（実施証明書の再発行）

第８条 発行済みの証明書については、再発行することができる。